

お墓のお引越し手順

お墓の引越しが決まったら、まずは引越し先を探しましょう。

引越し先の墓地

- ①新しいお墓（引越し先）を探す。
決まったら、管理者より発行される「墓所使用承諾証」
もしくは「受入証明書」を発行してもらいます。



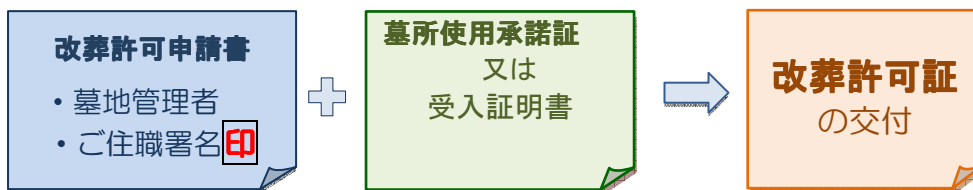
墓所使用承諾証
又は
受入証明書

現在の墓地

- ②「改葬許可申請書」の入手
現在、遺骨が納骨されている墓地が所在する市町村の役所の窓口にて問合せをして「改葬許可申請書」を発行してもらいます。
※市町村のホームページから「改葬許可申請書」を入手することもできます。
- ③既存の墓地管理者との手続き
入手した「改葬許可申請書」に現在の墓地管理者又はお寺のご住職より納骨してある遺骨の証明をしていただきます。
- ④記入・捺印を終えた「改葬許可申請書」と「墓所使用承諾証」を現在納骨してある市区町村の役所に提出し「改葬許可書」を交付してもらいます。



「改葬許可申請書」に、現在の墓地管理者から、納骨してある証明を貰ってください。



- ⑤遺骨を取り出します。
新しいお墓が完成するまでは、自宅の仏間や引越し先の墓地などに安置します。

⑥抜魂供養（魂抜き）



魂を抜いたお墓は
単なる石塔になります。

仏式であれば、菩提寺の住職に墓前で読経してもらうなど、**抜魂供養**（魂抜き）の宗教儀式を行います。

※ 既存の墓地については管理者の指示に従い、**更地に戻す**等の整備をしましょう

引越先の墓地

⑦新しいお墓の完成

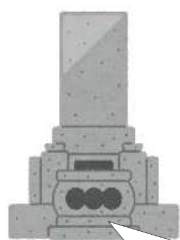
新しい墓所の工事が完了後、引渡しを済ませます。

⑧納骨と開眼供養（魂入れ）

新しい墓所の管理者（管理事務所）に「改葬許可証」と「墓所使用承諾証」を提出します。

改葬許可証

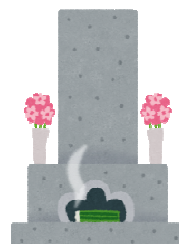
墓所使用承諾証



新しく完成したお墓は
単なる石塔です。



仏式であれば、菩提寺の住職に墓前で読経してもらうなど、「開眼供養」や「魂入れ」の宗教儀式を行ったあとに、納骨します。



☆ 分骨の手続について

「分骨証明書」は、墓地の管理者又は火葬場の管理者が作成します。既に埋蔵・収蔵されている遺骨を分骨する場合は、その墓地の管理者に分骨証明の申請をしてください。

全優石認定店  全順店・石産協加盟店
大本山高尾山薬王院御用達・都知事許可(般23)第41587号

こがねや石材株式会社



0120-37-1121